

| | | | |
|------|--|----|--|
| 受検番号 | | 氏名 | |
| 得点 | | | |

養護教員解答用紙（解答例）

その1

[1]

| | | | | | | | | |
|-----|--|----|---|--------|---|----|---|----|
| (1) | ア | 校長 | イ | 児童 | ウ | 生徒 | エ | 幼児 |
| | オ | 政令 | カ | 学校の設置者 | キ | 臨時 | ク | 休業 |
| (2) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 伝染病又は食中毒の発生したとき。 ・ 風水害等により伝染病の発生のおそれのあるとき。 ・ 夏季における休業日の直前又は直後 ・ 結核、寄生虫病その他の疾病の有無について検査を行う必要のあるとき。 ・ 卒業のとき。 | | | | | | | |

[2]

| | | |
|-----|------------|---|
| (1) | ぜん 鳴 | 発作にともなってゼーゼー・ヒューヒューというぜん息発作特有の気道音。 |
| | 起座呼吸 | 息苦しくて横になることができない呼吸や状態。 |
| | チアノーゼ | 体内の酸素が不足した状態。くちびるやつめが青くなる。 |
| (2) | 保護者との話し合い | 児童の状態、薬剤を預かる必要性、学校での対応可能な範囲の確認をする。 |
| | 薬剤の管理方法 | 管理台帳を作成する。預かった薬品には使用者名、薬品名、使用方法を明記する。施錠のできる場所に保管する。 |
| | 関係機関との連携 | 薬剤の使用方法、症状に応じた対応の仕方等について主治医、学校医、学校薬剤師から指導を受ける。 |
| | 養護教諭不在時の対応 | 取扱い責任者を明確にする。薬剤の必要時の対応について教職員の共通理解を図る。 |

[3]

| | | | | | | | | | | |
|-----|----------|--|---|-----|---|-----|---|-----|---|---|
| (1) | ア | 飲料水 | イ | 5.8 | ウ | 8.6 | エ | 2 | オ | 3 |
| | カ | 0.4 | キ | 12 | ク | 0.2 | ケ | 200 | | |
| (2) | 消毒の強化方法 | 遊離残留塩素の濃度を2~3mg/l程度に上げて循環ろ過装置を運転しながら、塩素消毒の強化をする。 | | | | | | | | |
| | 再検査を行う条件 | 0.4mg/l以上1.0mg/l以下の遊離残留塩素が検出されるようになってから再検査を行う。 | | | | | | | | |

[4]

| | | | | | | | | | | |
|-----|--|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (1) | ア | ② | イ | ⑦ | ウ | ④ | エ | ⑤ | オ | ⑥ |
| (2) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 打撲部に冷湿布を行う。 ・ 眼球運動を抑制するために、両眼を閉眼させる。 ・ 眼球を圧迫しないようにドーナツ型のクッションをつくり、患眼をガーゼで覆う。 | | | | | | | | | |